

令和4年2月28日

## ▼タイトル

市職員の懲戒処分について（電車内での置引事案）

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので資料提供します。

## 記

- 1 被処分者 農林水産部農村整備課 主任 37歳 男性
- 2 処分の内容 停職1か月（地方公務員法第29条第1項第1号および第3号）
- 3 処分年月日 令和4年2月28日
- 4 事件の概要  
令和3年9月に、JR新旭駅に停車中の車内で、座席に置かれた他人のリュックサックを置引したとして、窃盗の容疑で滋賀県警から書類送検され、その後、不起訴処分（起訴猶予）とされた。
- 5 処分理由  
この非違行為は、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するとともに、同法第33条「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」の規定に違反する。

## ▼問い合わせ先

- 所 属： 高島市役所 総務部 人事課
- 電話 番号： 0740（25）8525